

阿南工業高等専門学校情報公開取扱規則

(平成19年12月12日)

(規則第4号)

(趣旨)

第1条 阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）における情報公開の実施に係る取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構情報公開取扱規則（平成19年規則第70号。以下「機構規則」という。）又は別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(情報の提供等)

第2条 校長は、本校が保有する法人文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）をしようとする者に対し、該当する法人文書の特定が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう努めなければならない。

2 校長は、法人文書の開示に供するための場所を設けなければならない。

(決定権者)

第3条 本校が保有する法人文書の開示又は不開示（以下「開示等」という。）の決定については、機構規則第4条第2項の定めにより、校長が行うものとする。

(開示請求の手続き)

第4条 校長は、開示請求に形式上の不備があるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において校長は、開示請求者に対し補正の参考となる情報を提供するよう努めるものとする。

2 開示請求の手続きを円滑に運用するため、開示請求に関する窓口として、総務課に情報公開窓口を設置するものとする。

3 開示請求の受付は、情報公開窓口において受け付けるものとする。

(開示等の検討)

第5条 校長は、法人文書の開示等を検討するに当たっては、必要に応じて運営委員会又は当該法人文書に係る委員会に意見を求めることができるものとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、情報公開の実施に関して必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成19年12月12日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校情報公開取扱要項（平成16年4月1日要項第5号）は廃止する。

附 則

この規則は、令和3年6月21日から施行し、令和元年5月1日から適用する。